

医療事務科



- 医療事務と調剤薬局、医師事務作業補助の知識と技能を習得できます。
- 3ヶ月間で医療機関が求めるスキルを身につけ、早期就職を目指します。

受講者募集

1 月 目

2 月 目

3 月 目

医療事務

調剤薬局事務

医師事務作業補助業務

職場体験

就職支援、キャリア・コンサルティング

7/28 (土) 医療事務技能審査試験

9/22 (土) 医師事務作業補助技能認定試験

訓練期間	平成30年5月24日(木)～平成30年8月23日(木) (3ヶ月間) 基本時間 : 9:30～15:10及び 9:30～16:10 休 日 : 原則として土、日、祝日、お盆休み (8/13～8/15)
訓練場所	株式会社ニチイ学館山形支店 山形校山形教室 山形市香澄町3丁目1-7 朝日生命山形ビル (裏面地図参照)
定 員	20名 (最少催行人員 10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約18,000円、並びに検定料(医療事務技能審査試験受験料7,500円、医師事務作業補助技能認定試験受験料9,000円)等は個人負担となります。
募集締切日	平成30年5月7日 (月)
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者 : 受講申込者 (欠席等の場合は選考対象者となりません。) 日 時 : 平成30年5月9日(水) 午前10時から (時間厳守) ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場 所 : 山形県立山形職業能力開発専門学校 (裏面地図参照) 内 容 : 訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物 : 筆記用具 (鉛筆・ボールペン等) を持参してください。

【お問合せ先】

山形県立山形職業能力開発専門学校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1

TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850

ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

山形 職業

検索

クリック

◆訓練の概要◆

【訓練目標】 医療事務の知識・技能を身に付けて資格取得を目指すとともに、再就職に必要なスキルを習得する。

【目指す職務】 病院やクリニックなど医療機関での窓口業務、病院における医師事務作業補助業務、調剤薬局での窓口業務と調剤報酬請求業務

【訓練カリキュラム】

※総訓練時間（目安） 309時間

科目	科目の内容	訓練時間
医療事務	医療保険制度、診療報酬算定の基礎知識と請求業務、医科基礎知識、公費負担医療制度	145H
調剤薬局事務	薬剤の基礎知識、調剤報酬点数の解釈、調剤報酬明細書の記載要領及び点検	20H
医師事務作業補助	医師法、医療法、医療関係法規の基礎知識、医療文書の作成、電子カルテ	74H
職場体験	医療機関での受付対応、カルテ管理、患者接遇、各種伝票作成補助（3日間）	18H
ポスピタリティーマナー	医療機関における接遇マナー	10H
就職支援他	ビジネスマナー、応募書類作成のポイント、コミュニケーションスキル、模擬面接 他	42H

※キャリア・コンサルティングを受ける場合には、その計画に従ってください。

「説明会場」

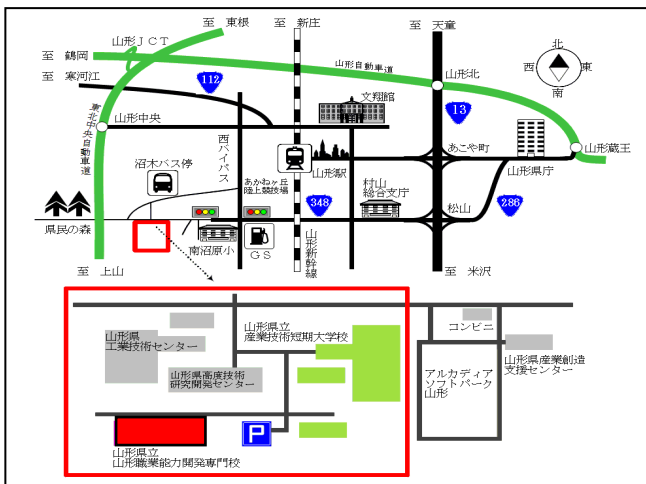
場所：山形県立山形職業能力開発専門校
住所：山形市松栄2-2-1
電話：023-644-9227

「訓練会場」

場所：(株)ニチイ学館山形支店 山形校山形教室
住所：山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル
電話：023-641-3359

<アクセス> JR山形駅より徒歩4分

※ 公共交通機関又は近隣の民間駐車場を利用ください。



◆ご相談・お申込窓口◆

山形公共職業安定所	〒990-0813 山形市松栄2-6-13	023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012 米沢市金池3-1-39	0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4	0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051 長井市幸町15-5	0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340	0237-86-4221

★雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

★雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職のお申込みをしている公共職業安定所にご相談ください。